

桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約

平成21年2月12日制定

平成23年1月11日変更

平成27年4月15日変更

令和2年4月1日変更

令和4年4月26日変更

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、桜井市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。なお、この協議会は道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する地域公共交通会議の性格を有するものとする。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、奈良県桜井市大字粟殿432番地の1桜井市役所庁舎内に置く。

(協議事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事項を実施する。

- (1) 桜井市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 計画に基づく事業の実施に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる者又はその団体を代表する者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 監査員 2人

3 会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、桜井市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、桜井市市長公室長が会長の職務を代理する。

(監査員)

第7条 監査員は、委員の中から会長が指名する。

2 監査員は、協議会の会計監査を行う。

3 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議(以下「会議」という。)において報告しなければならない。

(会議の運営等)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決定することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前4項の規定にかかわらず、協議会は、会長が迅速な審査のために必要があると認めるとき、特に緊急な必要があると認めるとき、簡易な事項で会議を開く必要がないと認めるとき、その他特別の事情があると認めるときは、文書その他の方法による審議とすることができる。

6 会議は原則として公開とする。

7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、桜井市市長公室行政経営課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第13条 委員の報酬は、これを支給しない。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(規約の変更)

第15条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、制定の日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年1月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月26日から施行する。

別表(第4条関係)

桜井市地域公共交通活性化再生協議会委員

桜井市副市長
近畿運輸局奈良運輸支局長
奈良県中和土木事務所
奈良県桜井警察署
奈良県地域公共交通施策担当課
桜井市自治連合会
社会福祉法人桜井市社会福祉協議会
桜井市老人クラブ連合会
奈良県交通運輸産業労働組合協議会
公益社団法人奈良県バス協会
一般社団法人奈良県タクシー協会
奈良交通株式会社
一般社団法人奈良県タクシー協会 桜井部会
西日本旅客鉄道株式会社
近畿日本鉄道株式会社